

# P T A

ガイドブック

鹿骨東小学校 P T A



## \* はじめに \*

### 1. 鹿骨東小学校PTAとは

鹿骨東小学校PTAは任意の団体です。

### 2. PTAの目的

PTAが新しい時代の要請に応えていくためには、その目的を理解し活動することが大切です。PTAの目的は以下の通りです。「父母と先生の会（PTA）は、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解及び振興につとめ、さらに児童・生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実をはかるため相互の学習、その他必要な行動を行う団体である」（社会教育審議会”父母と先生のあり方”より）

つまり、PTAは子どもの幸福のために、保護者と教師が力を合わせることを目的とする集まりです。

### 3. PTA活動・4つの役割

#### ①学習活動を組織する

子どもの幸福とはいったいどういうことなのか、子どもの幸福をめぐるどのような問題があるのか。そうしたことと正面から向かい合い、みんなでいっしょに学習する場を組織していきます。

#### ②文化活動を組織する

保護者と教師が協力していくためには、お互いの心がかよい合わなければなりません。お互いの虚栄心や警戒心や劣等感をぬぐい去るために、みんなで歌ったり、踊ったり、スポーツを通じてPTA全体の空気を明るく、すがすがしいものにしていきます。

#### ③実際活動を組織する

PTAの実際活動とは、学校行事への参加や校外生活指導など学校の内や外での奉仕活動のことです。お互い自発的かつ前向きにこうした活動に参加することが大切です。

#### ④教育運動を組織する

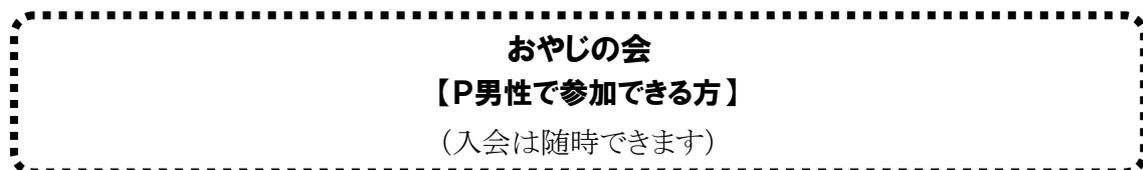
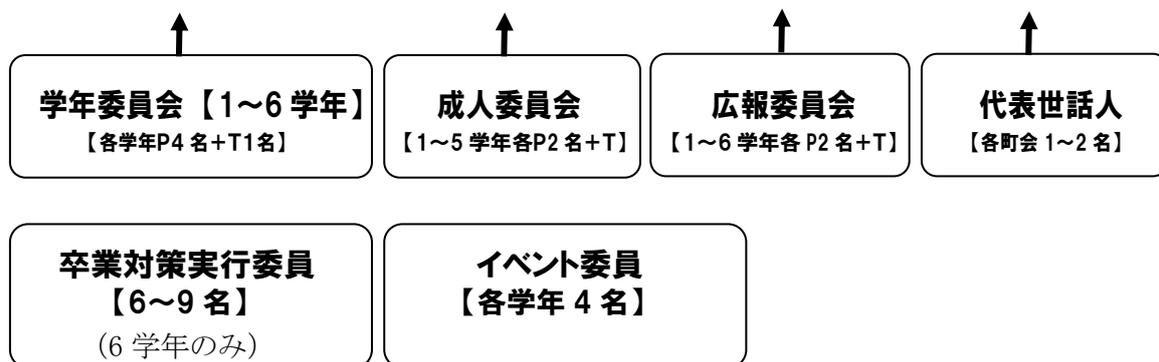
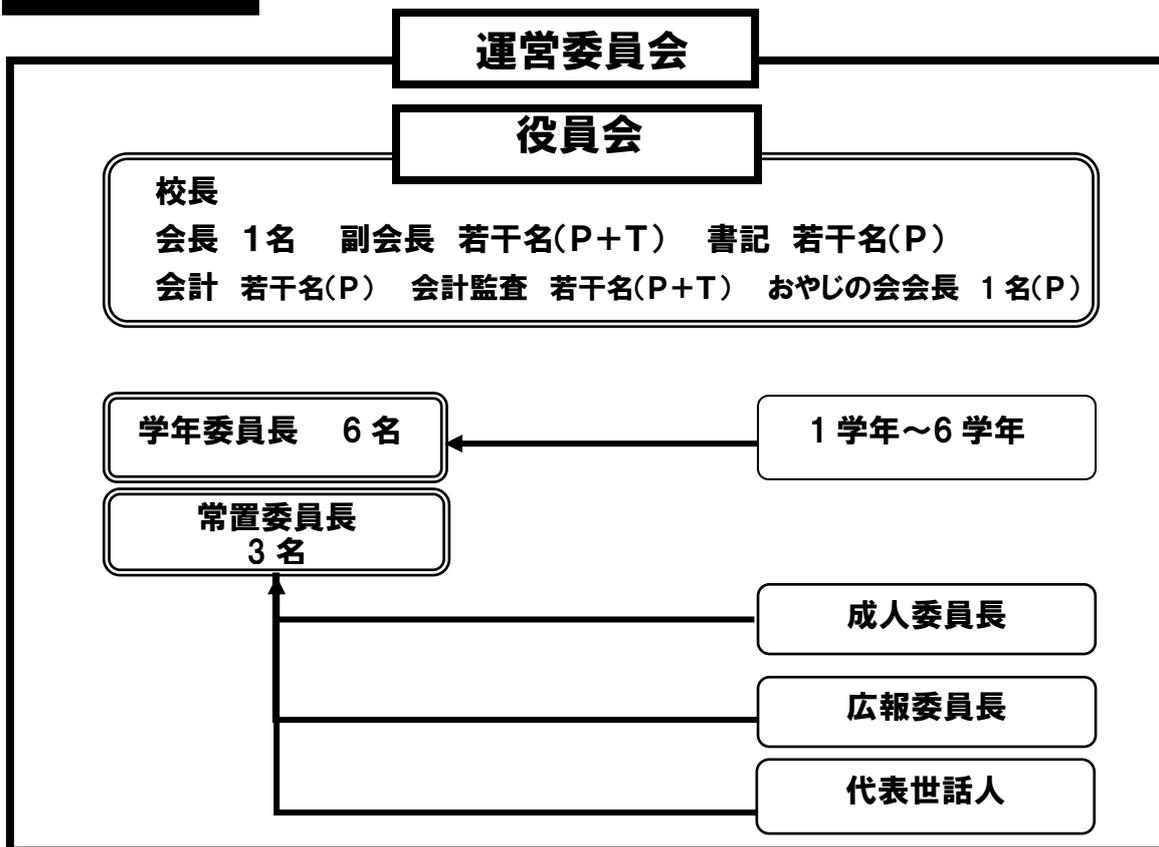
PTA活動を進めていく中で、世論に訴え、あるいは行政に働きかけて解決を図らなければならないことが起こります。これは、PTA活動として当然のことであり、PTAの基本的な任務の一つです。

# 鹿骨東小学校 PTAのしくみ

## \* 1.組織 \*

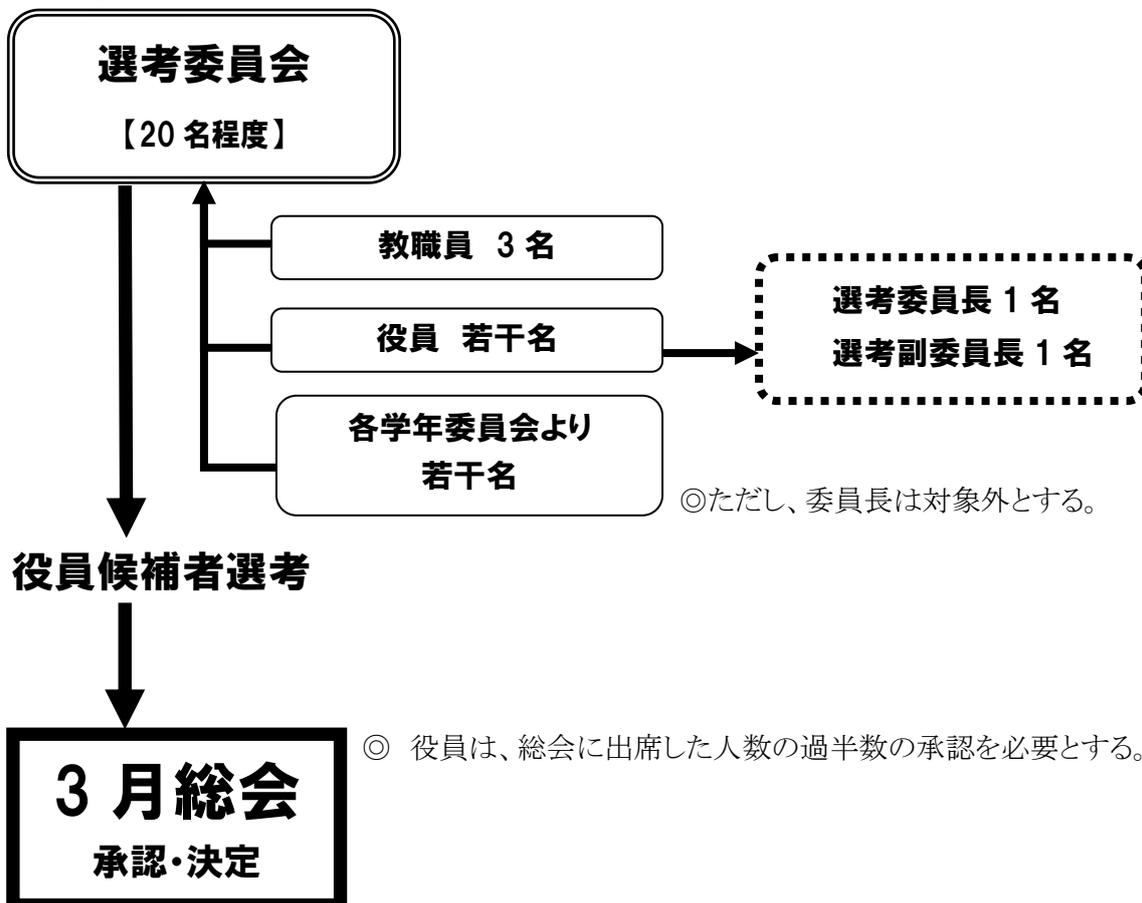
### 総会

P = 保護者 T = 教職員



## 役員・委員の選出方法

### \*2.役員選出\* (9月~3月総会)



### \*3.委員・委員長選出\* (4~5月)

#### 【常置委員会】

成人委員会(委員長1名・副委員長若干名) 1~5学年各2名 計10名

広報委員会(委員長1名・副委員長若干名) 1~6学年各2名 計12名

代表世話人(総代表1名・各町会1~2名) 各町会1~2名 計7名

学年委員会(委員長1名・副委員長1~2名)

各学年につき  
4名

**卒業対策実行委員(委員長1名・副委員長2名)**

※6 学年のみ  
6～9 名

**イベント委員**

各学年 4 名

- ◎イベント開催にあたっての準備、運営は、本部が中心となって行うものとする。
- ◎各委員選出にあたって、選出が困難な場合に限り公開抽選により選出するものとする。

#### **\*4.その他PTA活動・サークル活動\***

◎年度始めに募集するが、入会・入部は随時できるものとする。(詳しくは、本部役員まで)

☆男性保護者のみなさん！たくさんの参加お待ちしております。

**おやじの会 (おやじの会会長 1 名)**

学校行事・PTA行事への参加、手伝いをしていただきます。

「運動会」「PTA 主催イベント」など

【鹿骨東小学校PTA 男性】  
随時入会歓迎

☆未経験の方、大歓迎！ 体をうごかすのが好きな方、みんなと楽しく、体力作りをしてみませんか。

**鹿骨東小PTAバレーボール**

鹿本 9 校バレーボール大会参加

小中バレーボール大会参加

- 練習日/毎週月曜日、19:00～21:00
- 場所/本校体育館

【鹿骨東小学校P男性・女性】  
随時入会歓迎

## 本部役員・各委員会の仕事

### \*5. 役員の仕事\*

本部役員の仕事を中心にまとめました

役名	人数	役割(仕事内容)
会長	1名	PTAを代表し職務を遂行する。
副会長	若干名	会長を補佐し、会長不在のときには代行する。
書記	若干名	会議の議事・活動記録など職務全般を担当する。
会計	若干名	PTAにおける一切の会計事務を担当する。
会計監査	若干名	会計の監査をする。
おやじの会会長	1名	おやじの会を代表し職務を遂行する。

### \*6. 委員会委員の仕事\*

各委員会の仕事を簡単にまとめました

委員会名	活動内容(仕事内容)	活動例
学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学年行事(ふるさと学習)の手伝いをする。</li> <li>・セミナー、講習等へ出席する。</li> <li>・ベルマーク集計作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと学習 和風作り つりしのぶ しめ縄</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
成人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員お互いの教養と保健体育の向上を目指して活動する。</li> <li>・PTA 主催イベントの手伝いをする。</li> <li>・セミナー、講習等へ出席する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食試食会</li> <li>・ペットボトルキャップ回収</li> <li>・PTA講習会</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA刊行物を発行し、PTA活動全般について知らせる。</li> <li>・PTA 主催イベントの手伝いをする。</li> <li>・セミナー、講習等へ出席する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌『くすの木』の取材、編集、発行</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
代表世話人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校班を運用する。(登校班世話人取りまとめ)</li> <li>・パトロール活動や交通安全対策を通じ、校外における児童の安全指導に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール</li> <li>・通学路点検</li> <li>・ピヨピヨマーク</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

## \*7.特別委員の仕事\*

各委員の仕事を簡単にまとめました

委員名	活動内容(仕事内容)	活動例
イベント	・PTA 主催イベントの手伝いをする。 ・学校公開受付(全6回) ・運動会受付	・イベント当日手伝い ・受付 等
卒業対策 実行 【6学年】	・感謝する会の準備・運営をする。	・『感謝する会』の 企画、準備、実行



## PTA活動費について

### \*8.活動費、納入\*

任意の活動に対し賛同、同意を得たうえ、保護者、教職員より下記の金額を頂戴します。

**活動費** 300円/1ヶ月（1人あたり）

	前期(6月)	後期(9月)
納入方法	=1,800円	=1,800円

## PTA活動災害補償保険のご案内

### \*9.PTA普通傷害保険\*

PTA活動費より支出するものとする。

**対象者** 全てのPTAが対象となります。

#### 保険金をお支払いする場合

- ・PTA活動の管理下で傷害を負ったとき。
- ・PTA活動に参加するために、自宅と行事会場との通常の経路往復中に傷害を負ったとき。

<b>例</b>	PTA 主催のバレーボール大会やサークル活動中に負傷した。
	イベント開催中に負傷した。

※PTA活動とは、PTAが企画・立案し、主催又は共催する行事でPTA総会や運営委員会などでPTA規約に基づく手続きを経て、決定されたものをいいます。

#### お支払いする保険金

- ・死亡保険
- ・入院保険
- ・通院保険

## **\* 10.PTA賠償責任保険 \***

◎ PTA活動費より支出するものとする。

PTA活動を行っている際に、PTA又は第3者に、身体又は財物の損害を与え、管理者としての法律上の賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。

(※詳しくは本部役員までお問い合わせください。)

## **\* 11.ピヨピヨマーク保険 \***

◎ PTA活動費より支出するものとする。

ピヨピヨマーク協力者の賠償に対して保険金をお支払いします。

# PTA個人情報

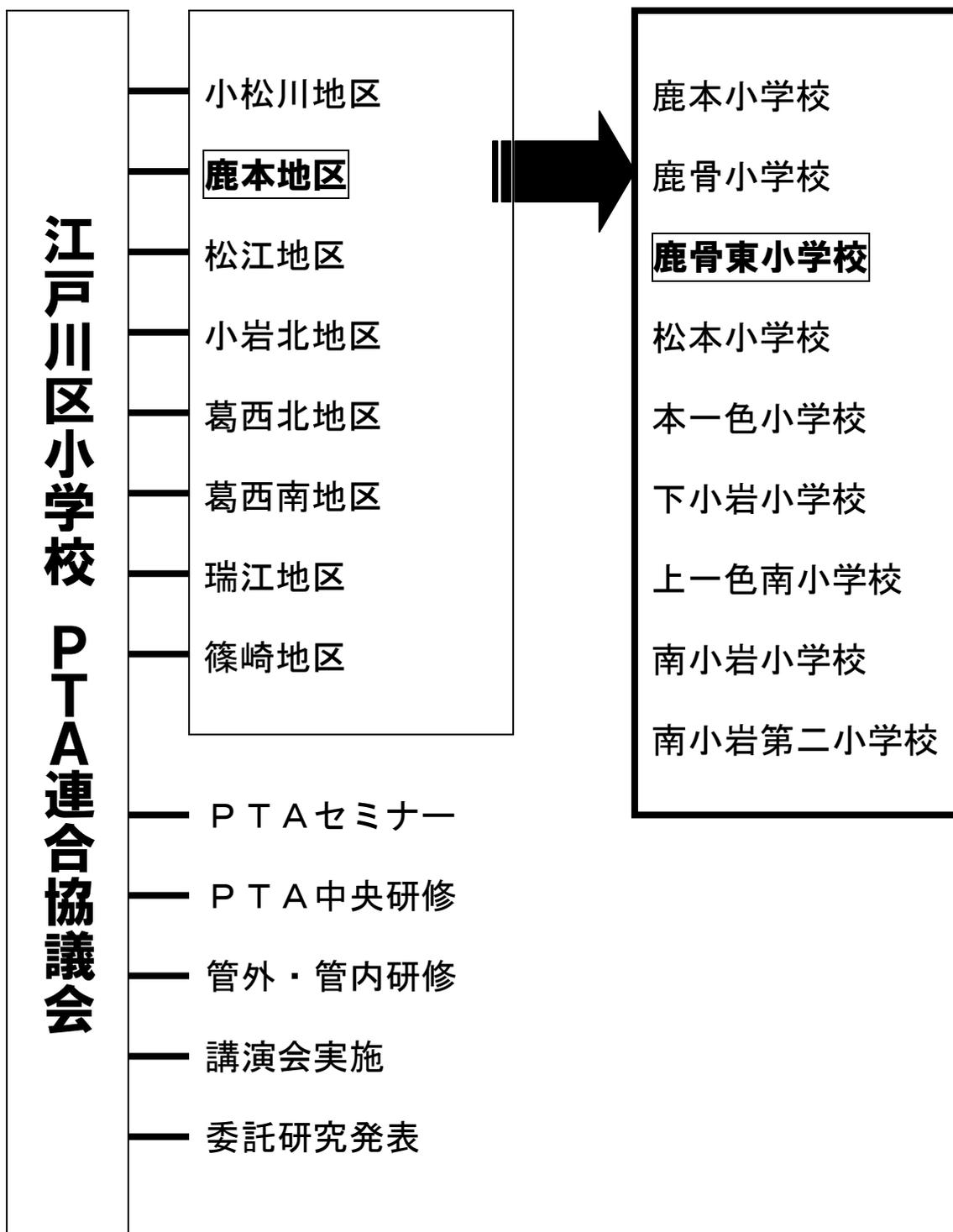
## **\* 12.個人情報について \***

本校児童、保護者の個人情報においてプライバシーポリシーに準じ、適切な方法での取得、必要な範囲での利用、取り扱いを行います。

(※不都合がある場合、本部役員までご連絡ください。)

## 江戸川区小学校PTA連合協議会

江戸川区のPTAは、各学校PTA単位として地区ごとにまとまり、さらに全体として連合体となっています。



# 江戸川区鹿骨東小学校PTA規約

## \*第1章…名称およびメンバー\*

**第1条** 本会は鹿骨東小学校PTAと称し、事務所を学校におく。

**第2条** メンバーはPTAの目的、方針に賛同する鹿骨東小学校に在籍する児童の保護者、及び鹿骨東小学校の教職員とする。

## \*第2章…目的\*

**第3条** 本会は保護者と教職員が協力して、家庭、学校、社会における児童福祉を増進し、幸福な成長を図ることを目的とする。

## \*第3章…方針\*

**第4条** 本会は教育を本旨とする任意団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する。
2. 特定の政党や宗教に偏る事なく、またもっぱら営利を目的とするような行事は行わない。
3. 本会の名を政治に利用してはならない。
4. 学校の人事その他管理に干渉しない。

**第5条** 本会への活動人数が全保護者数の半数を下回った場合は運営困難とみなし、運営の縮小を図る。

## \*第4章…会計\*

**第6条** 本会の経費はPTA活動費、その他の収入によって支弁される。

**第7条** PTA活動に対し同意、賛同する者はPTA活動費を1児童につき1ヶ月300円とし、6月(前期)と9月(後期)の2回に分けて納入する。なお、一度納入された活動費は、転出などの場合においても返金しない。ただし、納入日の1ヶ月前までに転出届けがあった場合のみ、活動費は免除される。月の途中(授業日数で)1週間以上在籍する場合はその月の活動費を納入するものとする。

**第8条** 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

**第9条** 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

**第10条** 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## \*第5章…役員\*

**第11条** 本会の役員

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名(内1名 副校長)
- ③ 書記 若干名
- ④ 会計 若干名
- ⑤ 会計監査 若干名(内1名 教職員)
- ⑥ おやじの会会長 1名
- ⑦ 役員任期は2年とする。ただし転居等やむを得ない事情で継続できない場合はこの限りではない。
- ⑧ 校長は諸集會に随時出席して意見を述べることができる。

**第12条** 役員は3月総会において選出する。  
役員は総会に出席した人数の過半数の承認を必要とする。

**第13条** 会長は本会を代表し次の職務を行う。  
1. 総会、役員会、運営委員会を招集する。  
2. 会長は各種委員会の正副委員長を委嘱する。

- 第 14 条** 副会長は会長を補佐し会長の事故のあるときはその代理を務める。
- 第 15 条** 会計は総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- 第 16 条** 書記は総会および運営委員会 の 議事 ならびに、この会の活動に関する重要事項を記録する。また会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
- 第 17 条** 会計監査(P若干名)は本会の会計の監査を行う。

## **\*第6章…役員、会計監査委員候補者選考委員\***

- 第 18 条** 役員、会計監査を指名するときは、会計監査選考委員会(以下選考委員会という)を置く。
- 第 19 条** 選考委員会の数と選出の方法は細則で定める。

## **\*第7章…総 会\***

- 第 20 条** 総会はPTA全員をもって構成され、本会の最高決議機関であり、会長がこれを招集する。  
定期総会は5月、3月に開催する。
- 第 21 条**
1. 総会は過半数(委任状を含む)をもって成立する。
  2. 総会の議事は出席者の過半数で議決する。
  3. 議長にあたっては、PTAの中より選出する。
  4. やむを得ない事情により総会の開催が難しい場合は、書面決議を行う。その場合は、異議が過半数に達しなければ、成立・決議となる。
  5. 3月総会は、時々状況により書面決議にて代替を可能とする。

## **\*第8章…役員会\***

**第22条** 役員会は会長、副会長、書記、会計、会計監査、おやじの会会長および校長をもって構成され、必要に応じ会長および校長と協議の上、これを招集し、会長が議長となる。

## **\*第9章…運営委員会\***

**第23条** 運営委員会は役員、校長、常置委員会、学年委員会の委員長をもって構成され次の職務を行う。

1. 常置委員会、学年委員会より提出された事業計画の検討をする。
2. 総会より提出される議案、報告書を作成する。
3. 提出された議案の検討をする。
4. 常置委員会および学年委員会との調整を図る。

**第24条** 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成委員の25%以上の要求があったときに開催する。

**第25条** 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決める。

## **\*第10章…常置委員会\***

**第26条** 本会の活動に必要な事項について調査研究、立案するために常置委員会を置く。  
常置委員会について必要な事項は細則で定める。

## **\*第11章…学年委員会\***

**第27条** 本会の活動に必要な事項について調査研究、立案するために学年委員会を置く。  
学年委員会について必要な事項は細則で定める。

## **\*第12章…付 則\***

**第 28 条** 本会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

**第 29 条** 運営委員会は細則を制定または、改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

## **\*第13章…改 正\***

**第 30 条** この規約は、出席者(規約 23 条定め)の過半数の賛成がなければ改正することができない。  
改正案は、総会1週間前に全員に知らせておかなければならない。



## 慶弔費支払基準

### ✦ 1. 死亡弔慰金(弔慰金並びに花輪)

①保護者、児童	5,000円
②教職員(配偶者、両親を含む)	5,000円
③顧問(歴代会長)、特別会長(歴代校長)	5,000円
④校医	5,000円

### ✦ 2. 傷病見舞い(15日以上入院の場合)

①役員、運営委員	5,000円
②児童	5,000円

### ✦ 3. その他

①退任記念……役員	退任時に記念品
……運営委員	退任時に記念品
(※1児童につき委員長2回以上又は、委員3回以上)	
②教職員転退任記念	
……教職員	3,000円
……校医	3,000円

✦ 4. 特別の場合には、その都度役員会で協議し、決定する。

✦ 5. この規定の改廃は、運営委員会の決議によらなければならない。

✦ 6. この規定は、令和3年4月1日より実施する。

## 細 則

### \*第1章…本部役員、会計監査委員選出および就任\*

#### 第1条

本部役員、会計監査の選出および就任は次の通り行われる。

1. 選考委員会を次の通り選出する。
  - イ. 保護者の中から次の通り選出する。
    - 1.) 各学年委員会より2名選出する。  
(ただし、委員長は、対象外とする)
    - 2.) 本部役員の中より互選によって若干名選出する。  
(内、選考委員長1名、選考副委員長1名)
  - ロ. 教職員より互選によって3名選出する。
2. 委員会は、3月総会の2週間前に各役員、会計監査委員を選出する。
3. 本部役員、会計監査委員は、選考委員会によって氏名が発表される前に被指名者の同意を得なければならない。
4. 本部役員、会計監査は3月総会において選出される。
5. 本部役員、会計監査は4月1日より就任する。

#### 第2条

会長に欠員を生じた時は、副会長が昇格する。

#### 第3条

会長以外の役員に欠員が生じた場合には、運営委員会からこれを補充する。

#### 第4条

在学中、1児童につき数回は委員および役員に就任しなければならない。

#### 第5条

H30年以降、2年以上本部役員に就任した場合、未就学児を含め、以後の委員、役員の就任が免除される。ただし、本人の意思による再任は妨げない。

## **\*第2章…総 会\***

### **第6条 《5月総会》**

- 収支の決算報告書の審議
- 新役員および委員に関する報告
- 年間計画収支予算の審議

### **第7条 《3月総会》**

- 新本部役員、会計監査委員の選出

## **\*第3章…常置委員会・学年委員会・特別委員会について\***

### **第8条**

成人委員会、広報委員会、代表世話人を「常置委員会」とし、学年委員会を「学年委員会」とし、イベント委員会、卒業対策委員会を「特別委員会」とする。

常置委員・学年委員・特別委員は下記に基づき選出する。

- 1、 成人委員会…成人委員会は、児童、教員および保護者相互の教養と保健体育の向上をめざして活動する。  
\*1～5 学年各 2 名 計 10 名選出
- 2、 広報委員会…広報委員会は、PTA 刊行物を発行し、本部活動一般について PTA メンバーへ知らせることを図る。  
\*1～6 学年各 1 名 計 6 名選出
- 3、 代表世話人…校外における児童の生活指導につとめ登校班を含めた交通安全指導に協力する。  
\*代表世話人 各町会 1～2 名 計 7 名選出
- 4、 学年委員会…学年委員会は、各学級間世話係とする。  
\*1～6 学年各 4 名 計 24 名選出
- 5、 イベント委員会…PTA 主催イベントの運営、手伝い  
\*1～6 学年各 4 名 計 24 名選出

6、 卒業対策委員会・・・卒業を感謝する会運営

＊6 学年のみ 計 6～9 名選出

## 第 9 条

常置委員会は、いずれも互選にて委員長 1 名、副委員長 2 名(内 1 名教職員)を選出する。ただし、第 1 子第 1 学年の保護者で常置委員会(成人、広報)の委員に決定した場合、委員長に選出されることを免除する。尚、代表世話人は総代表 1 名を選出する。

## 第 10 条

学校教職員は、各種委員会に所属し、その委員および副委員長は学校にて選出する。

## 第 11 条

校長、副校長は学校管理上ならびに教育上、各常置委員会やその他の会に出席し、意見を述べるができる。

## ＊第 4 章…雑 則＊

### 第 12 条

登校班の運用主体はPTAとする。

登校時の旗当番はPTAボランティア活動の一環として、PTAメンバーで協力する。

### 第 13 条

この細則は、運営委員会の過半数の賛成がなければ改正することができない。

保護者の方は、必ずご一読の上、保管してください。

平成 13 年 3 月 作成  
平成 17 年 3 月 改訂  
平成 19 年 3 月 改訂  
平成 20 年 3 月 改訂  
平成 22 年 3 月 改訂  
平成 24 年 4 月 改訂  
平成 27 年 3 月 改訂  
平成 28 年 5 月 改訂  
平成 30 年 5 月 改訂  
令和 元 年 5 月 改訂  
令和 2 年 6 月 改訂  
令和 3 年 4 月 改訂  
令和 4 年 4 月 改訂  
令和 5 年 3 月 改訂